

<補助対象として認められない主な経費>

こちらはあくまで補助対象として認められない経費の一例をまとめたものです。
補助対象として認められる経費については公募要領及び補助事業の手引きに記載していますので、そちらをご確認ください。

船舶、航空機、車両
及び運搬具



モーターボート、クルーザー、飛行機、グライダー、ヘリコプター、走行可能な状態で使用する
トレーラーハウス、自動車などは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」において
「船舶、航空機、車両及び運搬具」に該当するため補助対象として認められません。

構築物



駐車場、栈橋、ブロック塀、ガードレール、プール等は「減価償却資産の耐用年数等に
関する省令」において「構築物」に該当するので補助対象として認められません。

一次産業



陸上養殖、水耕栽培、生け簀、自動給餌機、観光農園の栽培に掛かる経費などは
一次産業（農業・林業・漁業）に該当するので補助対象として認められません。

事業計画に係る費用



事業計画を策定するために事業の採算性や市場規模の調査を行う費用などは
補助対象として認められません。

家賃・光熱水費等



事務所の家賃や、それにかかる保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費は、
補助対象として認められません。

フランチャイズ加盟料



フランチャイズに加盟する為の料金は、補助対象として認められません。

ソーラーパネルや
付属の蓄電池等



再生可能エネルギーの発電を行うための発電設備及び当該設備と一体不可分の
附属設備とみなすため、補助対象経費として認められません。

※既存事業へ転用することが可能であると認められる機器等を購入する経費は汎用性の観点から
補助対象として認められませんのでご注意ください。